

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

ログリー株式会社

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】

株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】

平成30年6月4日

【会社名】

ログリー株式会社

【英訳名】

logy, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 吉永 浩和

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号

【電話番号】

03-3770-3287（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 岸本 雅久

【最寄りの連絡場所】

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号

【電話番号】

03-6277-5617

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 岸本 雅久



1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成30年5月17日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」に訂正すべき事項がありましたので、これらの事項を訂正するために、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第4 提出会社の状況	1
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	1
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

i. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への利益配分を機動的に行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主に対して中間配当を行うことができる旨定款で定めております。

ii. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 責任限定契約の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(以下省略)

(訂正後)

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

i. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への利益配分を機動的に行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主に対して中間配当を行うことができる旨定款で定めております。

ii. 会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び社外監査役との間で締結できる旨を定款に定めております。当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(以下省略)